

入札契約制度の見直しについて

本市（上下水道局を含みます。）が発注する予定価格 250 万円超の建設工事に係る入札契約制度について、下記のとおり見直しを検討していますので、お知らせします。

記

1 見直しの方向性

ダンピング受注を防止し、インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けるため、入札契約制度の見直しを行い、建設業の担い手確保、地域建設業等の維持、生産性向上につなげ、もって将来にわたる公共工事の品質確保・持続可能な建設業等の発展の実現に向けて取り組むもの

2 見直しを検討している内容

（1）総合評価落札方式制度改革

- ① 対象工事の見直し（低入札価格調査制度対象工事を原則、総合評価落札方式で発注）
- ② 評価値の算出方法の改定

（2）低入札価格調査制度改革

- ① 低入札価格調査を適用する工事費の基準額を引上げ（1.1 億円→1.5 億円）
- ② 低入札価格調査を経て契約する場合の履行確保措置を追加
- ③ その他、低入札価格調査に係る事務フロー等の見直し・明確化

3 日程（予定）

- ・運用については、正式決定後、令和 7 年 2 月頃に市ホームページで公表
- ・関係要綱等を改正の後、令和 7 年 4 月 1 日以降の発注案件から適用

（問い合わせ先）

低入札価格調査制度に関すること 担当課：財政局契約部 契約課 電 話：072-228-7472	総合評価落札方式に関すること （建築系工事） 担当課：建築都市局建築部 建築監理課 電 話：072-228-7524	総合評価落札方式に関すること （土木系工事） 担当課：建設局土木部 土木監理課 電 話：072-228-7416	総合評価落札方式に関すること （上下水道局建設工事） 担当課：上下水道局サービス推進部 事業サポート課 電 話：072-250-9139
--	--	--	--